

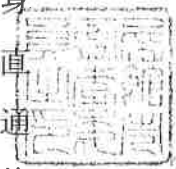


函館市監査公表第25号

函館市長から「定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知」があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年9月26日

函館市監査委員	渡	辺	宏	身
函館市監査委員	植	松		直
函館市監査委員	北	原	善	通
函館市監査委員	茂	木		修



函 福 地

平成 26 年 9 月 10 日

改 善 措 置 通 知 書

函館市監査委員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、  
次のとおり通知します。

部局名	保健福祉部		
監査の種類	定期監査・その他（ ）		
監査等実施時期	平成 25 年 11 月 6 日～ 平成 26 年 2 月 25 日	講評日	平成 26 年 3 月 11 日
指 摘 事 項 等			
(1) 全般的事項			
イ 現金取扱事務について			
函館市総合福祉センターの私用電話料の取扱において、地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定にない事務である私用電話料の回収・払込を当該センター指定管理者である社会福祉法人函館市社会福祉協議会に処理させていたことから、今後、法令に則った適切な事務の執行を図りたい。			
また、市立函館保健所来庁者駐車場使用料収納業務において、駐車場使用料の回収に関し、業務処理要領では、受託者は土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日は回収を要しないと規定しているが、実態は毎日回収を行わせている。			
これは、当該業務委託契約書第 10 条委託業務内容の変更等に該当するものであることから、速やかに是正されたい。			
(2) 個別的事項			
ア 収入事務について			

療育・自立支援センター使用料において、診療報酬の自己負担分の徴収にあたり、地方自治法第 231 条ならびに函館市会計規則第 18 条の規定により、歳入を収入するときはこれを調定し納入の通知をしなければならないところ、調定せずに納入通知し、その後、調定していた事案が散見された。

当該使用料の徴収にあたっては、関係法令を遵守し、収入事務を適正に行うよう速やかに改善されたい。

#### イ 契約事務について

函館市就労等意欲喚起プログラム事業委託契約において、当該業務委託における指名業者の選定については、入札・契約事務の手引きの規定により、単年度契約で初回にプロポーザルを行い、引き続き次年度以降も同一業務を随意契約している業務であるため、財務部調度課へ関係書類の回付が必要であるところ、同課へ回付されていなかったことから、今後は、入札・契約事務の手引きに則った適切な契約事務の執行を図られたい。

#### 措 置 内 容

函館市総合福祉センターの私用電話料の取り扱いについては、このたびの指摘後直ちに、地域福祉課職員である現金取扱員が私用電話料の回収および払込を行うよう改めたところであります。なお、新たな指定期間となる平成 27 年度からは、公衆電話を指定管理者設置に変更する予定です。

市立函館保健所来庁者駐車場使用料収納業務については、駐車場の使用料の回収は開庁日のみ行うこととし、契約書の内容に合致するよう業務内容を是正しております。

療育・自立支援センター使用料における診療報酬の自己負担分の徴収については、調定伺書と納入通知書発付の起案を同時に決裁に付し、調定前に納入通知が行われることがないように事務手順を改めております。

函館市就労等意欲喚起プログラム事業委託契約については、平成 26 年度の委託契約から財務部調度課へ関係書類を回付しております。